

<入札説明書等に関する質問に対する回答（2回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	1					No. 10	<p>内閣府民間資金等活用事業推進室より令和6年7月3日付にて「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」が公表されました。また、同年6月3日付にて民間資金等活用事業推進会議決定において「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」が公表されております。その中に「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、選定事業者が負担する物価変動リスクを減じるため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。また、当該物価指数は、あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい。」（p.88）とございます。</p> <p>前回の質問回答書No.10において、「原案の通りとします。」とご回答いただいておりますが、調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置についてはPFI事業の特性上、一般的な公共事業と比較して提案から発注まで期間を有することから、物価改定の対象になるよう、ご再考いただけないでしょうか。または落札者決定後協議とさせていただきます。</p>	原案のとおりとします。
2	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	2					No. 21	<p>起工式（着工式）も同様の実施しないという認識でよろしいでしょうか。また、コ）内覧会・開所式についてどのくらいの規模を想定されていますでしょうか。（参列者の規模によって、準備コストが大幅に異なるため）</p>	前段につきましては、市が主催する起工式（着工式）の実施は想定していません。後段につきましては、現時点では詳細は未定です。
3	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）						No. 39 揚物・焼物室	<p>回答は、「同じ種類の油で新しい油と古い油を分けることを想定しています。」と記載です。</p> <p>使用中の揚げ油は、一般的に2～3回使用して、酸化度を確認しながら、廃油を行い、新しい油で調理、調理後に濾過し、タンクで保管することが一般的で、油を保管するタンクも1台です。</p> <p>連続揚物機、濾過機、保管タンク、新油タンク、廃油タンクを各々配管でつないでおり、たくさんのバルブが付随しております。2台のタンクを設置した場合、更に操作が複雑になり、間違える可能性があります。（例えば、濾過後Aタンクに入れるのをバルブ操作を間違えてBタンクに入れてしまふ。Aタンクの油を使うつもりが、バルブ操作を間違えてBタンクの油を使ってしまう。等等）</p> <p>誤操作を防止するためにも、保管するタンクを1台で提案してもよいですか。</p>	提案に委ねます。
4	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	10					No. 115	<p>食器・食器カゴ・食缶の更新費や施設における修繕・更新業務の費用について、発生年度に都度計上することは可能でしょうか。または、修繕・更新業務が集中する事業期間後半において、平準化（分散）させて計上することは可能でしょうか。</p>	発生年度に都度計上することを可とします。様式29-2を修正します。維持管理費の平準化を提案する場合は、全年度に同じ金額を記入してください。
5	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	11					No. 131	<p>PFI事業の構造的な上、提案書の提出から事業契約締結を経て着工まで時間を要しております。昨今の物価変動と相まって事業者の抱えるリスクは増加しています。</p> <p>内閣府民間資金等活用事業推進室より令和6年7月3日付にて「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」が公表されました。また、同年6月3日付にて民間資金等活用事業推進会議決定において「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」が公表されており、「どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについては、契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる。」（p.88）とございます。さらに同日に公表があった「各種ガイドライン当改正の概要」においても新規契約案件においては「①サービス対価改定の基準時点を契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられること、②サービス対価改定の基準時点を契約締結日より前の入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられること」とございます。</p> <p>つきましては、前回質問回答書No.131にて「原案のとおりとします。」とございましたが、ご再考いただけないでしょうか。または落札者決定後協議とさせていただきます。</p>	原案のとおりとします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（2回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
6	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	72					食器等	<p>「トレイはアレルギー対応食と併せて配送します。」と、ご回答がありますが、アレルギー対応食対象の児童生徒等が使用するトレイについては、通常食分と併せて配送しても、アレルギーのコンタミの可能性は極めて低いと考えます。先行事例においても、同様の方法により、問題なく運用ができております。</p> <p>また、個別配食容器用ケースにトレイも一緒に格納して配送している先行事例はほとんどございません。</p> <p>個別配食容器用ケースにトレイも一緒に格納する場合、個別配食容器用ケースが大きくなるため、アレルギー対象者の人数によっては、すべての個別配食容器用ケースを当該配送校のコンテナに格納することが難しくなることも懸念されます。（アレルギー対象者が各校何名になるのかも、現時点では未定であるため、コンテナ積載の想定が非常に困難。その結果、対応に要するコストを過大に見積もらざるを得なくなります。）</p> <p>また、配膳・喫食の際にも、大きな個別配食容器用ケースを対象児童生徒等ごとに準備せねばならず、職員や子ども達への負担も過大になるおそれがあります。</p> <p>つきましては、トレイについては、通常の生徒と同じ食器カゴでの配送を認めて頂けないでしょうか。または、落札後において、先行事例も踏まえながら、実際の運用方法等について詳細協議することを認めていただけますでしょうか。</p>	アレルギー対応食用トレイは個別配食容器用ケースとともに配送しますが、個別配食容器用ケースに格納することはありません。アレルギー対応食用トレイは、通常食のトレイとは別にまとめて各学校園へ配送し、管理員が対応食とともに、トレイを対象者に確認をしながら渡すことを想定しています。
7	入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）	72					食器等	<p>個別配食容器用ケースにトレイも一緒に格納する場合、個別配食容器用ケースが大きくなるため、アレルギー対象者の人数によっては、すべての個別配食容器用ケースを当該配送校のコンテナに格納することが難しくなることも懸念されます。</p> <p>つきましては、トレイを通常の生徒と同じ食器カゴで配送することを認めて頂けない場合には、トレイの寸法（大きさ）は、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。</p>	No. 6を参照ください。
8	入札説明書	3	4	1			事前エントリー制度の受付	2024年9月24日時点で貴市のHPIに事前エントリー制度に登録している市内事業者リストが公表されておりませんが、参加・登録している事業者がいないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	8	2	7	6	ア	事業者の収入	「市は、設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して維持管理・運営期間開始時に建設一時金（以下「サービス対価A1」という。）として支払う。」と記載がありますが、具体的に一時金の適用される業務及び割合についてご教授ください。	入札説明書p.20「3.4.9.(4) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項」の「ク サービス対価A1」を参照ください。
10	要求水準書	8	1	4	7		敷地概要	「市は、令和6年度より順次、市道大道下り松線（本件施設用地北側に接道）及び市道産宮通線（本件施設用地西側に接道）の拡幅工事を行う予定である。」とあり、前回回答にて、市道大道下り松線の計画図は交付いただきました。市道産宮通線の拡幅計画図についてもCADデータおよびPDFデータの交付をいただけないでしょうか。	市道産宮通線の道路改良については、設計未着手であるため、図面はありません。
11	要求水準書	15	2	2	3	ウ	(イ) 植栽整備	緑化率等の設定がございませんが、緑化については提案によるとの認識で宜しいでしょうか。	法令に従い、必要な緑化面積を確保してください。
12	要求水準書	21	4	1	5		維持管理対象業務	維持管理業務における、廃棄物処理業務の記載がございません。事業者による排出廃棄物並びに残渣などについては運営業務に記載の廃棄物処理業務に含まれるものと思いますが、一般エリアにおける市職員事務室・市職員会議室・トイレなどから排出の廃棄物についても、上記に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、一般エリアの市専用部分より排出が想定される廃棄物の種類や想定量があればお示し願います。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、現時点で具体的な想定はありません。
13	要求水準書	21	4	1	5		維持管理対象業務	上記と重複する質問となるかもしれませんが、書庫・倉庫への収納書類について、年度変わりや保管期間の経過により、書類の大量廃棄処分などが発生する可能性がありますでしょうか。その場合においては事業者負担にて運搬廃棄処分を行うこととなりますでしょうか。	書類の大量廃棄処分などが発生する可能性はありますが、処分方法及び費用負担については必要に応じて協議により決定するものとします。
14	要求水準書	27	4	2	6	イ	(ア) b 清掃業務	清掃従事者は一般エリアと給食エリアでわけることとの記載ですが、給食エリア内の一般区域であっても一般エリアの清掃従事者とはわけるということでしょうか。細かく作業エリアを分割することで、短時間労働の従事者を雇用する必要性が生じ、同一従事者にて清掃作業を行うことと比較すると、人件費に係る各種コスト（法定福利費や交通費など）が余分にかかることと、短時間労働者を複数雇用することでの難易度の高さ、さらには安定的な業務遂行において休業や退職時の代務者確保の難易度が高くなります。一般エリアと給食エリア内ではあっても、一般区域の清掃従事者については同一人でも可能としていただけないでしょうか。	給食エリアの清掃は、細菌検査を実施している者が行うものとします。ただし、一般区域の諸室の清掃については、協議の上決定するものとします。
15	要求水準書	27	4	2	6	イ	(ア) b	「清掃従事者は給食エリアと一般エリアで分けること。」とありますが、給食エリアに分類されている一般区域は、一般エリアと同じ清掃従事者とするだけでも問題ないと思慮しますが、お認めいただけないでしょうか。	No. 14を参照ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（2回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
16	要求水準書	43	5	3	1		廃棄物処理業務	牛乳は学校から回収されてくるのでしょうか。パックは開封、洗浄されているのかもご教示ください。	飲用牛乳の残渣やパック等の廃棄物は、本件施設へ回収せず、各学校園にて処分します。要求水準書に追記します。	
17	要求水準書	49	6	1			洗浄室について	調理で使用したプラスチック等を洗浄するのに、洗浄室の洗浄機を使用することは可能か。	不可とします。非汚染作業区域内で洗浄してください。	
18	要求水準書	51	6	2			諸室の説明	汚染作業区域 検収室 c. 仕分け前・仕分け後のデザート添物（3,000食分）の保管が可能な十分なスペースを確保するとありますが、冷蔵品・冷凍品については、いずれの場合も検収室と仕分室との間に設置するバスルー式の冷凍室・冷蔵室に保管するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
19	要求水準書	51	6	2			諸室の説明	一般区域 調理・配送従事者トイレ b. トイレの設置箇所・設置数について記載がありますが、入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）No.49及びNo.50で提案に委ねられています。記載の設置内容については、目安と捉えてよろしいでしょうか。	修正漏れのため、要求水準書の当該記載を削除します。	
20	要求水準書	65	6	2		b	駐車場	「市及び来客用として本件施設建設予定地に駐車スペース（13台）を設置」との記述があり、様式27-1で公用車、来客用、市職員用の各々の台数を記述する様式となっています。各々の必要台数をご教示いただけますでしょうか。	様式27-1を修正します。	
21	要求水準書	68	6	2			防火水槽	「消防法等に基づき、敷地内に防火水槽を設置すること。」との記述がございますが、これは消防法に則り40㎡以上の防火水槽を設置するとの認識で宜しいでしょうか。	事業者にて必要な調査・協議を行い、必要な規模の防火水槽を設置してください。	
22	要求水準書	74	6	3	1	ケ	(ア) d	環境保全	「本件施設における使用電力分の売電のみを行う場合に限り」との記述がございますが、太陽光発電設備設置はリース、PPAモデルのみでお考えでしょうか。	提案に委ねます。
23	要求水準書	80	6	3	4	イ	(ウ)	コンテナ	コンテナ台数減と効率的な配送のために、EV寸法や重量制限のある学校は、配送したコンテナを配膳室で2段ワゴン等に食器食缶を置換えてからEVで運ぶ運用して頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
24	要求水準書 関係資料6						調理指示書	白身魚のフライの調理指示書のアレルギー対応について小麦粉除去食ありと記載があります。白身フライの食品の中に全卵がありますので、アレルギー対応食は小麦・卵除去で考えたのでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	要求水準書 関係資料6						想定献立表案	しっぽくうどんの1食用うどんの調理指示について、「釜でゆでる。温度確認。」とありますが、ゆでるとは1食ずつの袋のままゆでるといことでしょうか。また、袋のままゆでる場合、温度確認はどのように行っていますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、袋に中心温度計をさし温度を計測します。	
26	要求水準書 関係資料6	37	5	2	5		想定献立表案	現在、在職中の会計年度任用職員様で60歳を超える方は何人在籍されていますか。	令和6年10月1日現在で在職中の会計年度任用職員のうち、60歳を超える者は下記のとおりです。 ・大川学校給食共同調理場：9名 （うち調理員6名、運転士3名） ・志度学校給食共同調理場：6名 （うち調理員6名）	
27	要求水準書 関係資料13						コンテナについて	効率的な施設設計・運営を行うため、EV寸法や重量制限のある学校は、コンテナでなく、BOXや衣装ケースを利用した配送としても良いでしょうか	No. 23を参照ください。	
28	要求水準書 関係資料14						市道大道下り松線道路改良工事 図面	第1回質問回答においてご教示いただきました資料について、CADデータでの交付をいただくことは可能でしょうか。	電子メールにて配布するので、希望者は以下までメールで問い合わせてください。なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名、「（企業名・関係資料）さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営PF1事業」としてください。 さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場 電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp なお今後、内容変更が生じる可能性があることをご了承ください。また、本入札における使用のみとし、市の許可なく、それ以外の使途で使用しないでください。	

<入札説明書等に関する質問に対する回答（2回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
29	要求水準書 関係資料14							市道大道下り松線道路改良工事図面を開示していただきましたが、このCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	No. 28を参照ください。
30	要求水準書 関係資料14						市道大道下り松線道路改良工事 図面	この計画については、拡幅する道路幅員や開口部の位置などについて、地元の同意が取得済みとの理解で良いでしょうか。	地元説明は今後実施を予定しております。説明の結果を受け、内容が変更する可能性があることに留意してください。
31	要求水準書 関係資料15						現職員の処遇について	令和5年度からの変動はどのくらいありますでしょうか。可能であれば令和6年度の一覧もいただけますでしょうか。	電子メールにて配布するので、希望者は以下までメールで問い合わせてください。なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名、「(企業名・関係資料)さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営PF1事業」としてください。 さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場 電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp
32	様式集 (Word)						様式27-1	要求水準書に「市及び来客用として本件施設建設予定地に駐車スペース(13台)を設置」とご指示をいただいておりますが、様式の駐車欄に公用車、来客用、市職員用とそれぞれで台数を記載する行があります。13台は公用車、来客用、市職員用と認識しております。13台の内訳をご教授ください。または、様式表記の変更をお願いします。	No. 20を参照ください。
33	様式集 (Word)						様式35-2	修繕計画表について、指定枚数を2枚以内とさせていただけないでしょうか。「供用開始から事業期間終了時までの15年間及び事業期間終了時点からの15年間(合計30年間)」を網羅させる必要があるため。ご検討の程をお願いします。	原案のとおりとします。
34	様式集 (Word)						様式36-1	お題目③「長期的に安定した学校給食の提供のための、事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できる体制や方策について」とあります。提案すべき内容としては、将来的な食数減少に伴い調理設備機器の能力や、調理員の余剰が発生することが想定されるため、その余剰能力・人員を有効活用して、より質の高い給食を安定的に提供するためのソフト施策について提案すればよい。という理解で宜しいでしょうか。(様式33-2のお題目④はハード面での提案に対して、本様式のお題目③ではソフト面の工夫を提案するということでしょうか。)それとも、職員の安定雇用に係る方策に関する提案を求められていますでしょうか。	「提案すべき内容としては～宜しいでしょうか」のご理解のとおりです。
35	事業契約書(案)					柱書	4	4. 契約金額 金●●●円(うち消費税及び地方消費税相当額 金●●●●円) に次のとおり但し書きの追記をご検討ください。事業契約書に従って実施する物価改定の都度、契約変更手続きが発生しないようにするため(先行事例でも多く採用されています)。 『ただし、本契約約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。』	原案のとおりとします。
36	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(1)	①	サービス対価A1の請求書提出時期について	サービス対価A1については、施設の引渡しが完了した時点で、請求額が確定されるとの認識です。その場合、できる限り早期に、当該費用の支払いを事業者にしていただくことを希望します。 このことは、『政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)』第2条、第6条、第14条にも記載されている通りです。 つきましては、次のとおり変更することをご検討ください。 変更前：…維持管理・運営開始日以降、速やかに… 変更後：…第54条に基づく引渡し完了後、速やかに…	「…第54条に基づく引渡し完了後、速やかに…」に変更します。
37	事業契約書(案)	60	別紙 4-1	2	(1)	②	サービス対価A2の支払対象期間について	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第2条、第6条、第14条に基づき、(1)のとおり変更した場合、サービス対価A2の支払対象期間に関連して第1回支払については(2)のとおり変更することをご検討ください。 (1) サービス対価A1の請求書発行時期の変更 変更前：…維持管理・運営開始日以降、速やかに… 変更後：…第54条に基づく引渡し完了後、速やかに… (2) サービス対価A2の支払対象期間の変更 第1回支払時期を「引渡日の翌日から3ヶ月後」とし、以降支払対象期間を3ヶ月毎とすること。 合わせて請求書発行期限を、各回支払対象期間の最終月の翌月末までとすること。	原案のとおりとします。
38	事業契約書(案)	63	別紙 4-1		(1)	①	別紙4-1	サービス対価Aの改定について、「工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類を適用するものとする」とございますが、より指数を実体と近づけるため、工事費は「建築」、設備工事は「設備」の指標とすることをお認めいただけないでしょうか。 または落札者決定後協議とさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
39	事業契約書(案)	64	別紙 4-1	4	(3)		サービス対価Cの指標について	次のとおり追記をお願いできますでしょうか。 「なお、表「サービス対価Cの改定の指標」で適用している指標が本事業の実態に合わなくなった場合には、その後の対応方法について市と事業者の間で協議して定めるものとする。」	原案のとおりとします。